平成26年度特別支援教室モデル事業全体計画

目指す方向性 平成 25 年度から全ての小学校に設置している「特別支援教室」において、発達障害のある児童に対して専門性の高い教員による巡回指導を展開する。また、3年間のモデル事業を総括し、特別支援教室事業実施のガイドラインを作成する。

目的

発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性 障害)や情緒障害のある児童・生徒の教育の充 実を図る。

期待される効果

- ・保護者の通学負担の軽減。
- ・対象児童の在籍校における理解の深まり。
- 在籍校との連携強化による指導の充実。
- 通常の学級の教員の教育力向上。

事業の検証事項

検証1 (学校運営課)

対象となる児童の判定に関すること →判定システムの構築(入級・退級)

検証2 (教育指導課)

巡回指導体制と特別支援教室における指導内 容・方法に関すること

→指導形態、教材や学習プログラム検討

検証3 (教育指導課)

在籍校・在籍学級と巡回指導担当教員との 連携強化に関すること→個別指導計画、個別の 教育支援計画の活用、保護者との連携

検証4 (教育指導課)

特別支援教室の効果的な活用に関すること →他の目的使用、教育相談室との兼用など

検証5 (教育指導課)

特別支援教室の施設・設備に関すること →障害特性に対応した環境への配慮等

検証6 (教育指導課・サポートセンター) 専門性の高い教員の育成(教員研修)に関する こと →研修内容、回数、OJTの推進等

検証7 (教育指導課・教職員教育活動課) 巡回指導担当教員の勤務形態(服務等)に関する

→兼務発令に伴う教員管理、出退勤、出張旅費

検証8 (教育指導課・教職員教育活動課) 自治体規模等に応じた拠点校や教員配置に関すること →拠点校数、新たな拠点校の整備

事業の実施・検証組織

特別支援教室モデル事業実施委員会(年4回)

*検証事項8点の内容について検討し、モデル事業を推進する。



特別支援教室モデル実施検証委員会(年3回)

*検証事項を中心に協議し、区としての課題を整理する。

定例校長会(月1回)

特別支援教育コーディネーター連絡会(年4回)

特別支援学級設置校長会 (年3回) 特別支援学級主任会 (年7回)

東京都特別支援教室モデル事業評価委員会(年3回)

H24 実態把握・状況調査 (レベル3の児童約2.3%)

平成24年10月 試行実施

平成25年4月 全ての小学校で実施(7拠点校)

拠点校の教員が巡回して在籍校で指導を行う体制の整備

教員

児童

B校:巡回校 特別支援教室

A校:拠点校 特別支援教室

C校:巡回校特別支援教室

中心とする支援体制了つの拠点校を

+拠点校と巡回校	児童数	教員数
<u>東山</u> ・菅刈・駒場	23	4
中目黒・下目黒・田道	27	4
五本木・烏森・上目黒・鷹番	35	5
<u>原町</u> ・向原・碑	13	3
<u>不動</u> ・油面・月光原	16	3
中根・緑ケ丘・大岡山	18	3
宮前・八雲・東根	9	2

全児童の 約1.6%が利用

拠点校間で対象児 童数の差がある。

利用児童 141 人 担当教員 24 人 指導講師 7 人

東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画 ~すべての小・中学校に設置する特別支援教室

- ・平成 28 年度から都内すべての小学校において特別支援教室 を開設するために平成 24 年度から 3 ヵ年のモデル地区の検 証を実施する。(発達障害等の児童・生徒がすべての学校に在 籍することを踏まえての計画)
- ・東京都教育委員会は、モデル事業実施後ガイドラインを策定。



平成 22 年 11 月 告示

平成 23 年 12 月 モデル地区の募集

平成24年 1月 目黒区がモデル地区に選ばれる 平成24年 4月~平成27年3月 モデル事業実施

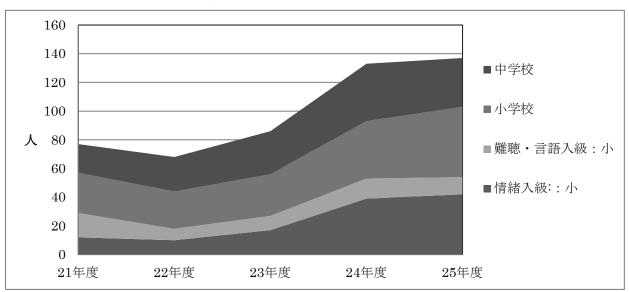
東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画・特別支援教室の開設の背景

- ・発達障害者支援法(平成17年7月)
- ・不登校・ひきこもり対応
- ·学習指導要領(平成20年3月告示)
- …すべての学校における特別支援教育の推進
- ・障害者基本法の一部改正(平成23年8月)
- ・中教審:インクルーシブ教育のあり方(平成24年7月)
- ・学校教育法施行令の一部改正(平成25年9月)
- ・障害者の権利に関する条約の批准(平成26年1月)

Ⅱ 目黒区における特別支援教育の現状

1 教育委員会事務局における支援の状況

(1) 就学相談件数の年度別推移



【就学・転学相談結果 学級・学校別一覧】

単位:件

								年		度						
			21			22			23			24			25	
		学 級	学校他	合計	学級	学校他	合計	学 級	学校他	合計	学 級	学校他	合計	学 級	学校他	合計
	就学	15	6	21	15	3	18	22	3	25	25	6	31	36	10	46
1/5	情緒 入級	12	0	12	10	0	10	17	0	17	39	0	39	42	0	42
小学校	難聴・ 言語入級	17	0	17	8	0	8	10	0	10	14	0	14	12	0	12
	転学	6	1	7	4	4	8	3	1	4	8	1	9	3	1	4
	合計	50	7	57	37	7	44	52	4	56	86	7	93	93	11	104
r f -	就学	14	4	18	15	7	22	22	3	25	24	6	30	23	10	33
中学校	転学	2	0	2	2	0	2	5	0	5	4	6	10	1	0	1
110	合計	16	4	20	17	7	24	27	3	30	28	12	40	24	10	34
	就学	29	10	39	30	10	40	44	6	50	49	12	61	59	20	79
	情緒 入級	12	0	12	10	0	10	17	0	17	39	0	39	42	0	42
合計	難聴・ 言語入級	17	0	17	8	0	8	10	0	10	14	0	14	12	0	12
	転学	8	1	9	6	4	10	8	1	9	12	7	19	4	1	5
	合計	66	11	77	54	14	68	79	7	86	114	19	133	117	21	138

注 *当該年度に教育委員会が相談を受け付けた結果、就学・入級等が決まった件数

「学級」欄・・・・区立学校の特別支援学級又は通常の学級に入級することが決まった件数の合計

「学校他」欄・・・特別支援学校又は私立学校への就学が決まった件数、相談を受け付けたがその後転出した 件数の合計

「情緒入級」欄・・平成23年度までは入級審査会により入級が決まった件数、平成24年度からは特別支援教室 利用申請分を含む。ただし、特別支援教室を申請したが、入級に至らなかった件数は入って いない。

(2) 地域交流事業実施状況 *副籍制度の実施状況

○ 特別支援学校に在籍している児童・生徒が、地域の指定校に副次的な籍を持ち、交流を行っている副籍制度の実施状況です。毎年、20件前後の交流があります。

単位:人

年 度	21		2	2	2	3	2	4	2	5
交流の種別	直接交流	間接交流								
知的障害特別支援学校 (小学部)	0	4	0	5	1	6	2	3	2	7
知的障害特別支援学校 (中学部)	0	4	0	4	0	7	0	3	2	5
視覚・知的障害特別支援 学校(小学部)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
視覚・知的障害特別支援 学校 (中学部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害特別支援学校 (小学部)	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0
聴覚障害特別支援学校 (中学部)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
肢体不自由特別支援学校 (小学部)	1	0	3	0	4	0	3	0	3	0
肢体不自由特別支援学校 (中学部)	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0
合 計	3	10	5	11	6	15	5	9	7	14

<参考> 【特別支援学校在籍状况】

単位:人

年 度	22	23	24	25	26
知的障害特別支援学校 (港、品川、矢口、青山/小学部)	14	6	4	2	0
知的障害特別支援学校 (港、品川、矢口、青山/中学部)	17	9	4	4	2
肢体不自由特別支援学校 (小学部)	4	5	6	6	8
肢体不自由特別支援学校 (中学部)	3	2	1	0	1
合 計	38	22	15	12	11

^{*}居住地域の指定がある学校のみ記載しています。各校4月1日現在の児童・生徒数。

(3) 学級への支援の状況

ア特別支援学級補助員の配置

○ 特別支援学級(固定学級)の支援のため、障害の程度や児童数等、必要に応じて区の非常勤である特別支援学級補助員を配置しています。

単位:人

△→√Ⅲ.往 □Ⅱ		年	度	F E	
学級種別 	21	22	23	24	25
知的障害学級(小学校)	15	16	14	15	12
知的障害学級(中学校)	5	5	6	5	5
肢体不自由学級(小学校)	4	3	3	1	0
肢体不自由学級(中学校)	1	2	2	0	0
自閉症・情緒障害学級(中学校)	3	3	4	6	0
合 計	28	29	29	27	17

イ 肢体不自由児介助員の配置

○ 通常の学級に在籍している肢体不自由の児童や生徒に対し、介助員を配置しています。 なお、平成26年度から、児童・生徒の障害の程度により、介助員の配置から特別支援教育支援員への配置に変更しています。

単位:人

北北廷川	年 度							
作文作里方门	23	24	25					
小学校	6	6	5					
中学校	2	2	1					
合計	8	8	6					

ウ特別支援教育支援員配置状況

○ 通常の学級に在籍している発達障害等の児童・生徒に対して、特別支援教育支援員を時間単位で 配置しています。(週1時間から週8時間までの範囲で、審査のうえ配置)

項目		年 度							
快 口	21	22	23	24	25				
対象児童数 (名)	157	169	225	198	185				
対象生徒数(名)	21	26	46	45	49				
支援員数(登録人数、名)	91	103	100	112	122				
配当時数(時間)	26,844	32,234	32,672	29,546	30,797				

(4) 特別支援教育専門員による巡回訪問実施状況

- 小・中学校の通常の学級に在籍している、特別な支援が必要な児童・生徒の実態把握と学校への 支援のため、めぐろ学校サポートセンターの特別支援教育専門員(非常勤職員:教育分野1名、 心理分野2~3名)による巡回訪問を行っています。
- めぐろ学校サポートセンター内部の専門員による定期巡回訪問のほかに、外部の専門員を含めた 学校・園からの要請に対応した要請訪問も行っています。

			定期巡	回訪問			要請訪問(学校からの依頼による)					
年度	23		24		25		23		24		25	
内容	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
幼稚園	6	21	10	49	10	27	0	0	0	0	0	0
小学校	46	588	72	503	45	545	32	48	28	97	36	90
中学校	20	156	21	99	17	107	7	13	10	43	8	29
合計	72	765	103	651	72	679	39	61	38	140	44	119

^{*}校数は実数、人数は延べ人数

2 学校における特別支援教育の状況

(1) 平成26年度校内委員会設置状況

単位:校(園)

		構成人	数		委員会の構成(構成人数は学校によって異なる)								
10 人 10~12 13 / 未満 人 以上			- 1.	校長	副校長	主幹教諭	養護教諭	通常の	特別支援学		学級担任以		
	木油	人	以上	(園長)	(副園長)			学級担任	級担当教員	カウンセラー	外、その他		
小学校(22 校)	15	5	2	22	22	18	16	21	16	13	15		
中学校(10 校)	5	3	2	10	10	7	10	8	3	6	6		
幼稚園・こども 園 (3 園)	3	0	0	3	3	_		3	_	_	3		

	開催の	開催の頻度(複数回答あり) 単位:校(園)								
	随時	週1回	隔週	月1回	年3又は 5回					
小学校 (22 校)	2	1	1	17	2					
中学校(10 校)	1	5	0	1	3					
幼稚園・こども 園 (3 園)	0	0	1	1	1					

- 幼稚園・こども園 3 園、小学校 22 校・中学校 10 校全てに校内委員会が設置され、 小・中学校は多くの学校で月1回以上開催されている。
- 校内委員会を構成する人数は、6人から 9人であるところが多く、校長・副校長の ほかに学級担任、主幹教諭ほか、様々な役 職の者が委員となっている。

(2) 平成26年度特別支援教育コーディネーター配置状況

	人	数	コ	コーディネーターの担当					
	1人	2人	通常の学 級担任	養護教諭	専科担当 教員	特別支援学 級担当教員			
小学校(22 校)	15	7	10	10	3	6			
中学校(10 校)	8	2	4	7	0	1			
幼稚園・こども 園 (3 園)	3	0	3	_		_			

単位:校(園)

- 特別支援教育コーディネーター は、全ての幼稚園・こども園、 小・中学校で指名されている。
- 任命を受ける役職は、通常の学級 担任か養護教諭が多い。

(3) 平成 25 年度校内研修開催状況 (開催回数 小学校: 41 回、中学校: 17 回、幼稚園: 10 回)

	教職員	教職員向け 特別支援教育関連 校内研修の内容 単位:校園									
	特別支援学校 教諭による講義等	教員等内部人材に	12,-11111111111111111111111111111111111	校長による説明 (小学校)/共同学習 (中学校)	職員会議等での 共通理解						
小学校(22 校)	10	6	6	1	4						
中学校(10 校)	8	3	3	0	0						
幼稚園・こども 園 (3 園)	3	0	3	0	1						

(4) 平成25年度交流及び共同学習の実施状況

	特別支持	の内容	単位 : 校		
	遠足、運動会 等学校行事	連合行事へ の参加	朝の会、教科学習(算数、 図工、音楽等)など	特別支援学級 体験、訪問	交流給食
小学校(5 校)	5	5	1	2	5
中学校(3 校)	3	3	0	1	1

(5) 特別支援学級卒業生の進学状況

【小学校】 単位:人

障害種別	進学先(中学校又は中学部)	年 度				
中古作生力	世子元(中子仪又は中子司)	21	22	23	24	25
	通常の学級へ	0	0	0	0	1
知的障害	知的障害固定学級へ	2	2	6	8	5
(固定)	特別支援学校(知的障害)へ	3	4	1	5	0
	海外の知的障害学級へ	0	0	0	0	1
	通常の学級へ	2	5	8	6	10
情緒障害	知的障害固定学級へ	1	0	0	1	1
(通級)	情緒障害等通級指導学級へ	0	0	2	0	4
	自閉症・情緒障害固定学級へ	0	4	4	4	3
	肢体不自由学級へ	1	2	2	1	1
肢体不自由 (固定)	特別支援学校(肢体不自由)へ	1	0	0	0	0
(<u>m</u> /C/	特別支援学校(知的障害)へ	0	2	0	0	0
難聴(通級)	通常の学級へ	1	1	0	0	0
	特別支援学校(聴覚障害)へ	0	0	1	0	0
言語障害(通級)	通常の学級へ	6	5	4	3	1
	合 計	17	25	28	28	27

【中学校】 単位:人

障害種別	進学先(高校又は高等部)	年 度				
中日性/	か」 進子元(同仪又は同寺部)		22	23	24	25
知的障害 (固定)	特別支援学校(知的障害)へ	11	5	10	8	7
情緒障害 (通級)	通常の学級へ	_	_	_	1	1
情緒障害(固定)	通常の学級へ	4	2	6	3	7
	特別支援学校(知的障害)へ	3	1	2	1	0
肢体不自由 (固定)	特別支援学校(肢体不自由)へ	0	1	1	1	2
	合 計	18	9	19	14	17

3 教育相談の状況

区では、学校へのスクールカウンセラーの派遣や、めぐろ学校サポートセンターでの教育相談の実施など、以下のように、特別支援教育を含め様々な教育に関する相談を受け付ける体制を組んでいます。

(1) スクールカウンセラー配置状況、相談件数の推移

- 学校における児童・生徒に関わるいじめや不登校及び集団不適応等の課題の解決、発達障害等の 支援のため、平成16年度からスクールカウンセラーを全小・中学校に定期的に派遣を開始し、 児童・生徒、保護者、教職員への相談活動を行っています。
- 平成25年度から、東京都スクールカウンセラーが全小・中学校へ週1日(年35回、1回7時間45分)派遣されています。
- 目黒区のスクールカウンセラーは、平成25年度からは全小・中学校へ週1日6時間派遣すると ともに、大規模校及び統合関係校へ追加で派遣しています。
- 目黒区のスクールカウンセラーは、定期的な派遣のほかに、学校の要請を受けて当該校へ緊急派 遣する場合もあります。

【スクールカウンセラーへの相談件数等の推移】

単位:件

校 種		小学校			中学校		
	年 度	23	24	25	23	24	25
	児童・生徒	3,857	2,579	4,821	1,548	1,103	2,783
相談	保護者	1,428	1,429	1,801	560	357	713
者	教員	7,311	7,305	9,943	2,193	1,477	3,275
	その他	285	470	486	201	166	289
	合計	12,881	11,783	17,051	4,502	3,103	7,060
	行動観察	4,701	5,100	10,415	527	656	1,814

(2) 教育相談員配置状況、相談件数等の推移

- 平成25年度から教育相談員13名(区非常勤職員、心理職)がスクールカウンセラー・特別支援教育専門員を兼務しながら、交替で来室や電話による相談を行っています。
- 相談者が児童・生徒の場合は、必要に応じて、学校でケース会議を行うことがあります。また、 学級担任等に対して、指導上の助言を行うこともあります。
- 相談の内容により、児童・生徒の実態を把握するため、相談者に適した方法により発達検査を行っています。

【平成25年度電話教育相談対象別件数】

単位:件

			<u>+</u> 1 1
対 象	男性	女性	計
幼 児	2	1	3
小学生	22	9	31
中学生	12	14	26
高校生	3	1	4
その他・不明	7	0	7
計	46	25	71

【来室教育相談件数の推移】

年 度	23	24	25	
相談件数(件)	295	309	352	
延べ相談回数 (回)	4,346	3,468	3,171	

【発達検査実施件数の推移】

単位:件

年度	23	24	25
教育相談員による発達検査	72	80	136
特別支援教育専門員による発達検査	23	50	56
合 計	95	130	192

用語解説

特別支援教育に関する用語の説明です。 ☆印は、○印の項目の中の関連項目を記載しています。

- 1 学校内の支援体制等に関するもの
- **インクルーシブ教育及び合理的配慮について**:参考資料1及び2をご覧ください。
- <u>校内委員会</u>: 特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを 目的として小・中学校等に設置される校内組織のこと。
- <u>スクールカウンセラー</u>: いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的に学校に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する専門家のこと。
- <u>通常の学級</u>:特別支援学級以外の学級のこと。東京都の場合は、小・中学校ともに40人で1学級を編制することとしている。(小学校1年生は35人で1学級)
- <u>特別支援教育コーディネーター</u>:小・中学校等において、特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行う教職員のこと。
- <u>特別支援教育支援員</u>: 通常の学級に在籍している学習面及び生活面での指導に特別な支援が必要な発達障害等の児童・生徒に対して、配置される支援員のこと。
- <u>特別支援教育専門員</u>: 通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒への適切な対応等について、助言・協議を行う専門員のこと。
- 2 就学相談等に関するもの
- <u>就学相談</u>: LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。
 - ☆就学指導委員会:保護者から就学相談を受けた後に、医師や特別支援学級設置校校長、特別支援学級担当教員、心理専門員等の意見を聞きながら、保護者の意見を最大限尊重し、就学先を検討する委員会。
 - ☆就学相談員:就学相談を行うために配置された専門員。
 - ☆就学支援シート: 就学前機関(幼稚園・こども園、保育園、療育機関等)における子どもの様子や 指導の様子を小学校に引継ぎ、学校生活をより適切にしていくために保護者とともに作成するもの。
- **3 特別支援教育等に関するもの** *平成26年度就学相談の手引き(東京都教育委員会)より引用
- <u>特別支援教育</u>:「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そ

のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う ものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校におい て、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。(文部科学省ホームページより)

○ 特別支援学校: 学校教育法第72条により次のように定められています。

「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」学校のこと。児童・生徒の障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に該当する場合に入学が可能です。なお、地域の特別支援教育のセンター校としての役割もあります。

☆**副籍制度と地域指定校**:都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

○ **特別支援学級**:学校教育法第81条により、次のように定められています。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級をおくことができる。

①知的障害者 ②肢体不自由者 ③身体虚弱者 ④弱視者 ⑤難聴者 ⑥その他障害のある者 で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの(第3項 略)」

また、小学校の学習指導要領では、「特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果をあげることが困難な児童のために編成された少人数の学級であり、児童の障害の状態等に応じて適切な指導を行うもの」としています。

★特別な教育課程と自立活動:特別支援学級では、特に必要がある場合、通常の教育課程にはよらずに、在籍する児童生徒の障害の程度に応じた「特別な教育課程」によることができる、とされています。(学校教育法施行令第138条)

特別な教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考に、次のことに留意して、実情にあった教育課程を編成します。

- ① 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れる。
- ② 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
- ③ 知的障害特別支援学校の各教科に替える。(各教科の全部又は一部を合わせて授業を行うことができる。また、知的障害のある児童・生徒に対しては、各教科、道徳、外国語活動、特別活動、

★個別の教育支援計画(学校生活支援シート): 学習指導要領では、「障害のある児童や生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画「個別の教育支援計画(学校生活支援シート)」を作成することなどが考えられます」としています。個別の教育支援計画(学校生活支援シート)は、保護者が参画し、その思いや願いが反映され、医療・保健・福祉等の関係機関等、多方面からの指導、支援が集約されたものです。

また、一度作成したら終わりではなく、就学前施設から小学校へ、また中学校入学、中学校卒業から高校入学、と支援をつなげていくための計画です。

★個別指導計画: 個別指導計画は、長期的な計画である「個別の教育支援計画(学校生活支援シート)」 を基に、各教科ごとにそれぞれの教育目標、指導内容(方法)、児童・生徒の変容、評価を記載していくもので、特別支援学級や通常の学級で、学期ごとに作成しています。

☆個に応じた指導:個別指導計画を基に、一人ひとりの障害の程度や個性に合わせ指導を行うこと。

- <u>特別支援学級(固定学級)</u>: 教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として 設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動のほとんどを小・中学校に設置された学級に在 籍し、指導を受ける。目黒区では、①知的障害、②肢体不自由、③自閉症・情緒障害等の固定学級を 設置しています。
 - **☆知的障害**:認知や言語等の知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態が、 発達期に起こるものを言います。
 - ■特別支援学級による指導の対象となる障害の程度は、「知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの」とされています。
 - ■特別支援学校における指導の対象となる障害の程度は、「①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの、②知的発達の遅滞が『①』に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」とされています。
 - ☆肢体不自由:身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。肢体不自由の程度は、一人ひとり異なっているため、その把握にあたっては、学習上又は生活上どのような困難があるか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。
 - ■特別支援学級による指導の対象となる障害の程度は、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの」とされています。
 - ■特別支援学校における指導の対象となる障害の程度は、「①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの、②肢体不自由の状態が『①』に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの」とされています。

- ☆自閉症・情緒障害: 「自閉症」及び「情緒障害」については、〈発達障害等に関するもの〉の項をご覧ください。
 - ■特別支援学級(固定学級)の指導の対象となる障害の程度は、「①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの、②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とされています。
- ☆交流及び共同学習:特別支援学級の児童・生徒が、通常の学級の児童・生徒との間の相互理解を深めたり<u>(交流)</u>、同じ場所で同じような教育活動に取り組む<u>(共同学習)</u>こと。
- 特別支援学級(通級指導学級): 学校教育法施行規則第140条に示す通級による指導を指し、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。目黒区では、①難聴・言語障害、②情緒障害等の通級指導学級を設置しています。
 - ☆難聴(聴覚障害): 聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称です。聴覚障害には様々な病態が含まれますが、聴覚機能と、その代表的な機能低下である難聴及びその代償手段について医学的に捉えることが必要です。また、聴覚機能の低下が乳幼児期に生じると、言語発達やコミュニケーション、学習の習得や社会参加等に課題を生じる一因となります。聴覚障害のある児童・生徒に対しては、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語や手話その他の多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。
 - ■特別支援学級(通級指導学級)による指導の対象となる障害の程度は、「補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一時特別な指導を必要とするもの」としています。
 - ★言語障害:言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。一般的には、言語の受容から表出に至るまでのいずれかの過程において障害がある状態であり、その実態は複雑多岐にわたっています。その状態像としては、「その社会の一般の聞き手にとって、言葉そのものに注意が引かれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的不都合を来すような状態」であると言えます。こうした場合、言語の意味理解や言語概念の形成などの面に困難が伴うことも考えられます。

言語機能の成立に関わる要素は広範で、運動機能や思考、社会性の発達などとの関わりも深く、 言語障害を単一の機能障害として定義することは困難です。

■特別支援学級(通級指導学級)による指導の対象となる障害の程度は、「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」とされています。

☆情緒障害等:「情緒障害」については、<発達障害等に関するもの>の項をご覧ください。

- ■特別支援学級(通級指導学級)の指導の対象となる障害の程度は、「①自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの、②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」とされています。
- 特別支援教室と巡回指導教員:通常の学級に在籍している、知的発達に遅れのない発達障害の児童(自 閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童)や情緒障害の児童に対して、在籍校 における指導を行う教室。また、特別支援教室での指導を行う担当教員を「巡回指導教員」としてい ます。
- 特別支援教室モデル事業と巡回指導、特別支援教室拠点校: 東京都からの委託を受けて平成24年度から26年度の3年間、区で実施したモデル事業。通常の学級に在籍している、知的発達に遅れのない発達障害の児童(自閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童)や情緒障害の児童に対して、特別支援教室の拠点校から教員が巡回して、在籍校における指導を行います(巡回指導)。巡回指導の拠点となる学校(特別支援教室拠点校)は、東京都の学級編制基準上、情緒障害等通級指導学級に位置付けられています。
 - ☆教科の補充:特別支援教室においては、自立活動のほかに、たとえば算数の図形の学習の前にコンパスの使い方を学習するような、教科学習のための「教科の補充」を必要に応じて行います。(学習の遅れを取り戻すための「補習」とは異なります。)
 - ★個別指導と小集団指導:巡回指導教員と1対1又は1対2で指導を受ける個別の指導のことを「個別指導」と言います。これに対して、社会性の課題がある場合などに、3人以上の児童が一つの課題に取り組む指導を、「小集団指導」と言います。
 - ☆児童実態把握表、アセスメント:特別支援教室における指導を行う場合は、通常の学級における 学習や行動の特性を把握することが必要です。実態把握をする際に使用しているシートを「児童 実態把握表」と言います。実態把握や指導による変化を評価することを「アセスメント」と言い ます。
- 4 発達障害等に関するもの *平成26年度就学相談の手引き(東京都教育委員会)より引用
- **発達障害**:発達障害者支援法(平成 16 年 12 月 10 日 法律第 167 号)第 2 条の定義によります。 「この法律において『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」
- <u>自閉症(Autistic Disorder)</u>: 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の 発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、 中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

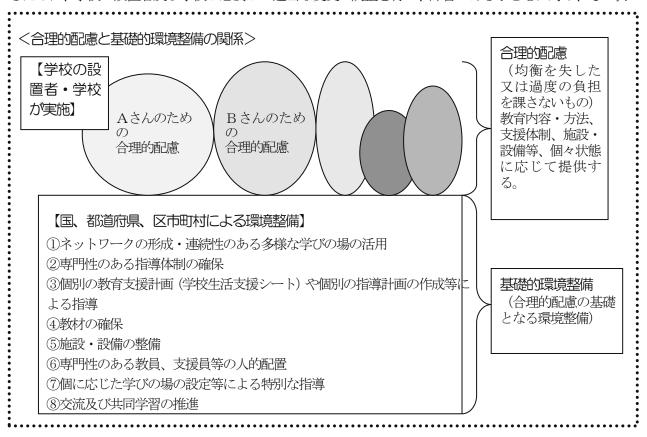
- ★アスペルガー症候群:自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れがなく、前記三つの自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たないもの。アスペルガー症候群のコミュニケーションの特徴として、一方的に自分の話題中心に話し、直截的な表現が多く、相手の話を聞かなかったり、また相手が誰であっても対等に話をしたりすることがあります。
- ☆高機能自閉症 (High-Functioning Autism): 知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。
- <u>学習障害 LD (Learning Disabilities)</u>: 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。
- <u>注意欠陥/多動性障害 ADHD (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)</u>: 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び(又は)衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。また7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。
- <u>情緒障害</u>:状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。

【インクルーシブ教育実現のための基礎的環境整備と合理的配慮】

わが国では、平成26年1月20日に障害者の権利に関する条約の批准書を寄託しました。条約は憲法と法律の間に位置付けられるため、平成19年9月の同条約の署名以来、国は、平成25年9月1日施行の学校教育法施行令の一部改正等、同条約批准のため、教育・福祉等様々な分野における法整備を行ってきました。平成26年2月19日から同条約はわが国について効力を発生し、以後、障害者の権利の実現に向けた取組みが一層求められています。

学校教育においては、これらインクルーシブ教育実現のための要請に対応し、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24年7月)の中で、障害のある子どもに対する支援について、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」、といった方針が示されています。

また、「法令又は財政措置により、国・都道府県・区市町村による教育環境の整備を行う」ことを、「**基 礎的環境整備**」と位置付け、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享受するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行い、障害のある子どもに対し、その状



況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、在籍面において均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」を「**合理的配慮**」と定義しました。

こうしたインクルーシブ教育への意識の高まりにより、全ての学校が基礎的環境を整備し、可能な限りの合理的配慮によって、通常の学級で全ての時間を過ごせる児童・生徒は通常の学級で学び、特別支援学級においては、通常の学級との交流及び共同学習を進め、できるだけ同じ時間を通常の学級で過ごせるようにすることが、強く求められています。

【「合理的配慮」の考え方について】

インクルーシブ教育システム (inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、可能な限り個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accomodation)が提供されること等が必要とされています。

平成25年6月26日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の平成28年4月1日施行に向け、合理的配慮については、政府において基本方針の策定が進められるほか、これらを踏まえ、文部科学省においても、教育等の分野における合理的配慮に関する対応指針の策定を行うことが予定されています。

インクルーシブ教育システムの構築における最も重要なことは、子ども一人ひとりが、授業内容を理解 し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付 けていくためのシステムを構築することです。

参考:中教審初等中等教育分科会報告【1-(1)】

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

参考:障害者の権利に関する条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22 000599.html

なお、「合理的配慮」については、国や東京都が提供する「基礎的環境整備」によって、その範囲が 決まってきますが、現在、考えられるものとしては、次のようなものがあります。

[合理的配慮の例]

- (1) 視覚障害がある子どもに対して 拡大読書器の学校内での使用、IT機器の使用等
- (2) 聴覚障害がある子どもに対して FM補聴器の使用、補助教材の使用、授業中の危険防止等
- (3) 肢体不自由の子どもに対して 支援員の配置、支援機器の使用、教室の配置の工夫、階段昇降機の設置等
- (4) 言語障害のある子どもに対して 当該児童生徒の心理的ケアの配慮、教材の工夫等
- (5) 学習障害のある子どもに対して 教材・指導方法の工夫、IT機器の使用

Q1 学校に対して、「合理的配慮として提供してほしい」と希望した内容は、すべて対応してもらえますか?

A 「合理的配慮」については、学校や学校の設置者との相談を経て、可能な限り合意形成を図りつつ、 その内容が決定されていきます。学校等に対して希望する内容が、必ずそのまま「合理的配慮」として 提供されるとは限りません。

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。また、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものですが、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

対象となる子どもの障害の状態や教育的ニーズ等から、教育を受ける際に、これらを踏まえて様々な変更・調整方法の検討が行われることになります。「合理的配慮」については、①教育内容・方法、② 支援体制、③施設・設備の三つの観点で相談をしていくことになります。

参考:中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q2 小学校へ入学する前に、学校で提供される「合理的配慮」について事前に相談をしたいのですが、 どこに相談すれば良いですか?

A 就学する小学校を設置する市町村教育委員会等に相談することになります。

市町村教育委員会等は、障害のある子どもの就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うことになります。

なお、「教育支援資料」では、就学に際し、「合理的配慮」の内容についても合意形成を図ることが望ましいとされています。

参考:文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」(平成25年10月)【第2編】 http://inclusive.nise.go.jp/?action=common download main&upload id=181

- Q3 子どもの通う学校で、エレベーターを「合理的配慮」として設置することを求めることができますか?
- Q4 子どもの通う学校で、授業でのタブレット端末の使用を「合理的配慮」として認めてもらいたいのですが、求めることができますか?
- Q5 子どもの通う学校で、支援員等の配置を「合理的配慮」として提供してもらいたいのですが、求めることができますか?

A ①エレベーターの設置、②タブレット端末の使用、③支援員等の配置を求めることは可能ですが、「合理的配慮」については、学校や学校の設置者との相談を経て、可能な限り合意形成を図りつつ、その内容が決定されていきます。

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。また、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものですが、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

対象となる子どもの障害の状態や教育的ニーズ等から、教育を受ける際に、これらを踏まえて様々な変更・調整方法の検討が行われることになります。「合理的配慮」については、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の三つの観点について、学校と保護者の間で相談をしていくことになります。

なお、エレベーターの設置については、対象となる子どもの障害の状態から、学校内での移動に関して 配慮が必要となる場合、上下階の移動を伴わない教室使用の工夫、介助者等の人の援助、「基礎的環境整備」として既にエレベータが設置されている学校での学習、学校の設置者のバリアフリーの施設設備の設置計画等、これらを踏まえて様々な変更・調整方法の検討が行われることになります。

参考:中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q6 特別支援学校に入学しましたが、通学しやすい近隣の小学校に転学したいと考えています。特別支援学校で提供されていた「合理的配慮」を小学校でも引き続き提供してもらえますか?

A 特別支援学校で提供されていた「合理的配慮」が、必ずそのまま小学校でも「合理的配慮」として引き続き提供されるとは限りません。

特別支援学校から小中学校への転学については、その子どもの障害の状態の変化のみならず、その子どもの教育上必要な支援の内容、当該学校や地域における教育の体制整備の状況、その他の事情の変化も考慮して転学の検討を行うことになります。「合理的配慮」については、各学校の設置者・学校と保護者の双方で合意形成に向けた話し合いで決まるため、障害のある子どもの特性に配慮した「基礎的環境整備」がなされている特別支援学校での「合理的配慮」と、小学校の「基礎的環境整備」の下での「合理的配慮」は必ずしも同じではありません。

参考:文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」(平成25年10月) http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=44

参考:中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】

http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm